

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県東部地域振興事務所長 藤田 美奈子

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県八頭庁舎電話交換機設備保守点検業務委託 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の場所

鳥取県八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭庁舎

#### (4) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (5) 入札書に記載する金額

入札は、紙入札により行うものであること。入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。（消費税不課税、非課税のものを除く。）課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県鳥取市、八頭郡又は岩美郡内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内東部地区事業所」という。）を有していること。ただし、県内東部地区事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和元年度以降に、鳥取県内の国、地方公共団体又はその他の法人が発注した電話交換機及び電話料金管理装置保守点検業務を、1年以上継続して履行した実績（履行中のものも含む。）を有していること。

(6) 本件業務対象設備の電話交換機について任意のデータ変更を速やかに実施できる技術員を有するとともに、当該電話交換機の製造者から技術支援及び部品供給を受けることができる者であること。

(7) 機器の故障等に関しては速やかに担当者を派遣し対応できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所 八頭振興課

### 4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100  
鳥取県東部地域振興事務所八頭振興課 総務・調整担当  
電話 0858-72-3811  
電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書交付方法

入札説明書は、令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日（金）午前10時 即時開札

イ 場所

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100  
鳥取県八頭庁舎 会議棟2階 入札室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月4日（水）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による送付の場合においても提出期間及び時間内に必着すること。

ア 提出場所

4の(1)に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付。ただし送付の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより4の(1)の場所に送付すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札

説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低価格の入札者が複数あるときは、くじによって落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。